

第51回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2023年6月29日（木曜日）

午前10時（受付開始時刻 午前9時）

場 所

じゅうろくプラザ 2階 ホール

岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意は
ございません。何卒、ご理解くださいますよう
お願い申しあげます。



GFC
ジー エフ シー 株式会社

証券コード：7559

ごあいさつ



株主の皆様には、平素より格別のお引き立てを賜り厚くお礼申しあげます。

ここに、第51回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

代表取締役社長
西村 公一

『おいしい出会い』を創りたい
おいしい笑顔を世界に広げたい

—— 基本理念 ——

食文化のゆとりと夢を創造します

—— 経営理念 ——

得意先には、サービス精神を
仕入先には、安心と安全を
株主には、企業価値の増大を
社員には、楽しさと生きがいを
地域社会には、奉仕の心を
もって社会の一員として
会社の発展を目指します。

目次

■ ごあいさつ／基本理念／経営理念	… 1
■ 第51回定時株主総会招集ご通知	… 2
■ 株主総会参考書類	
第1号議案	… 6
第2号議案	… 7
第3号議案	… 9
第4号議案	… 12
■ 事業報告	… 15
■ 計算書類	… 29
■ 監査報告	… 33
■ ホームページのご案内／株主メモ	… 42

株 主 各 位

証券コード 7559
(発送日) 2023年6月12日
(電子提供措置の開始日) 2023年6月 7 日
岐阜県羽島郡笠松町田代978番地の1
ジー エフ シー株式会社
代表取締役社長 西 村 公 一

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://gfc-jp.com/ir/information/library/shareholder-information>



【東京証券取引所（東証）ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ジー エフ シー」または「コード」に当社証券コード「7559」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後5時45分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時	2023年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始時刻 午前9時）
2. 場 所	岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11 じゅうろくプラザ 2階 ホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項	報告事項 1. 第51期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第51期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載の各ウェブサイトに修正内容を掲載いたします。
- 会社法改正により、電子提供措置事項について前頁に記載の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、法令及び当社定款の規定に基づき、電子提供措置事項のうち次に掲げる事項につきましては、株主様にお送りする書面には記載しておりません。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- したがいまして、株主様にお送りする書面は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告をそれぞれ作成するに際し、監査をした対象書類の一部であります。
- 当社は株主様の混乱を避けご不便の無いようにといった観点から、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従来通り株主総会資料を書面でお送りしております。ただし、今後の株主総会の招集手続きでは、開催案内等法令に定める事項を除き、書面による提供を取りやめることもござりますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

『新型コロナウイルス感染防止の対応について』

新型コロナウイルス感染防止の観点から、株主様の安全を第一に考え、株主総会における当社の対応について以下のとおりご案内いたします。株主の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

(1) 当社の対応

- ① 当社株主総会運営スタッフは、マスク着用で応対をさせていただきます。
- ② 感染リスクを最小限にするため、会場内の座席は、前年と同様に間隔を空けて配置させていただきます。
- ③ 株主総会の議事は、前年と同様に円滑な進行となるよう検討しております。

(2) 株主様へのお願い

- ① 当日ご出席の際は、非接触型体温計による検温・マスクの着用・アルコール消毒液による手指の消毒にご協力を願いいたします。なお、37.5°C以上の発熱、体調不良と見受けられる方につきましては、株主総会会場へのご入場をお控えさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ② 当日のご出席に代えて、書面による議決権の事前行使をすることができます。株主総会へのご出席につきましては、株主総会開催当日における新型コロナウイルスの感染状況や、ご自身の体調等をご勘案のうえ、ご検討ください。特にご年配の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、当日のご来場について慎重なご判断をお願い申しあげます。【書面（郵送）による議決権行使の方法は、5頁をご参照ください。】
- ③ 株主総会当日までの感染拡大の状況等により、株主総会の開催・運営に関して大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://gfc-jp.com/>）にてご案内いたしますので、事前にご確認いただきますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2023年6月29日（木曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

（下記の行使期限までに到着するようご返送ください）



行使期限

2023年6月28日（水曜日）午後5時45分到着分まで

議決権行使書のご記入方法

議 決 権 行 使 書	株式会社〇〇〇〇	期中	議 決 権 の 数	留	
○年○月○日					

1. ○○○○○○○○○○○○○○
2. ○○○○○○○○○○○○○○
3. ○○○○○○○○○○○○○○
4. ○○○○○○○○○○○○○○

株式会社〇〇〇〇

※議決権行使書はイメージです。

第1号議案・第4号議案について

賛成の場合 → 賛に○印
反対の場合 → 否に○印

第2号議案・第3号議案について

全員賛成の場合 → 賛に○印
全員反対の場合 → 否に○印
一部候補者に → 賛に○印をし、反対する候補者
反対の場合 番号を下の空欄に記入

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しております。企業価値の向上及び株主価値の最大化を第一に考え、事業拡大のための必要な資金確保に努めるとともに、可能な限り業績に対応した適正配当を実施することを基本的な配当政策と考えております。

このような基本方針のもとで、長期安定的な経営基盤の確立に必要な内部留保水準、事業環境や業績動向、財務体质、資本効率などを総合的に勘案いたしまして、第51期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金23円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、127,162,538円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名全員は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたか、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	西村公一 (1966年8月26日生)	2006年3月 当社入社 経営企画室次長 2006年4月 商品本部長 2006年6月 取締役 2007年6月 常務取締役 2008年6月 代表取締役社長（現任） 2019年2月 株式会社インターフレット代表取締役会長 2022年5月 株式会社インターフレット代表取締役会長兼社長（現任）	68,000株
(取締役候補者とした理由)			
再任		西村公一氏は、代表取締役社長としての見識と、当社グループ事業における豊富な経験と実績を有していることから、経営に関する重要事項の決定及び業務執行に対する監督等、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	
2	苗村彰仁 (1962年8月17日生)	2011年4月 株式会社十六銀行 安八支店 支店長 2013年1月 株式会社十六銀行 高山駅前支店 支店長 2017年10月 株式会社十六銀行 ジーエフシー株式会社出向 情報システム室室長 2018年6月 当社入社 執行役員 2020年6月 取締役（現任） 2021年6月 情報システム部部長兼総務人事部管掌（現任）	2,000株
(取締役候補者とした理由)			
再任		苗村彰仁氏は、長年にわたり銀行業等に携わった豊富な経験と幅広い知識を有していることから、経営に関する重要事項の決定及び業務執行に対する監督等、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	丹羽淳 (1968年9月27日生)	<p>2011年3月 当社入社</p> <p>2012年4月 経営企画室室長</p> <p>2013年6月 取締役 管理本部副本部長 兼経営企画室室長</p> <p>2016年6月 取締役 総務部部長</p> <p>2017年6月 任期満了に伴い退任</p> <p>2017年11月 信和株式会社入社 管理部長</p> <p>2018年4月 信和株式会社 経営企画部長</p> <p>2018年5月 信和株式会社 執行役員 管理本部副本部長兼経営企画部長</p> <p>2021年5月 当社入社 執行役員 総務人事部部長</p> <p>2021年6月 取締役（現任） 経営企画部部長兼財務経理部管掌（現任）</p>	700株

(取締役候補者とした理由)

丹羽淳氏は、長年にわたり経営企画部門、管理部門等に携わった豊富な経験と幅広い知識を有していることから、経営に関する重要事項の決定及び業務執行に対する監督等、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

- （注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、当社役員を被保険者として会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の25頁に記載のとおりであります。各候補者の選任が承認されると、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

現在の監査等委員である取締役4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりあります。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	いいおてるお 飯尾照男 (1952年8月18日生)	1991年9月 当社入社 2001年6月 取締役 経理部部長 2003年6月 管理本部長 2006年6月 常務取締役 2008年6月 専務取締役 2017年6月 常勤監査役 2021年6月 取締役（常勤監査等委員）（現任）	11,000株
(監査等委員である取締役候補者とした理由)			
飯尾照男氏は、長年にわたり経理部門における豊富な経験と実績を有することから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておりますので、監査等委員である取締役候補者といたします。			
2	かさいりょうすけ 葛西良亮 (1974年11月26日生)	2008年9月 弁護士登録 2008年9月 葛西法律事務所入所 2014年6月 当社社外取締役 2021年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) 葛西法律事務所所長（現任） ハピックス株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）	一株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)			
葛西良亮氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことではありませんが、弁護士としての専門的な見識と豊富な経験を当社の経営に生かしていただきため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。選任後は、弁護士としての専門的な見識を有していることから、主に法的な観点から経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。			
再任			
社外			
独立			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重複する兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	おか だ まさ や 岡田昌也 (1972年8月18日生)	<p>1996年4月 監査法人伊東会計事務所入所</p> <p>1999年4月 公認会計士登録</p> <p>2007年7月 あづさ監査法人入所</p> <p>2008年4月 南山大学大学院ビジネス研究科准教授</p> <p>2008年7月 太陽ASG監査法人入所</p> <p>2010年6月 太陽ASG有限責任監査法人社員就任</p> <p>2017年4月 名古屋市立大学非常勤講師（現任）</p> <p>2019年4月 南山大学非常勤講師（現任）</p> <p>2019年8月 岡田昌也公認会計士事務所開所</p> <p>2022年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況)</p> <p>岡田昌也公認会計士事務所所長（現任）</p>	一株

再任社外独立

(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)

岡田昌也氏は、過去において会社の経営に関与したことではありませんが、公認会計士としての資格を持ち、高度な専門的知識を有していることから、当社の取締役会の充実に貢献いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。選任後は、当社の監査等委員である社外取締役として経営における重要事項の決定や業務遂行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	たかはしきつのり 高橋克徳 (1979年12月13日生)	<p>2006年4月 名古屋国税局入局 2013年7月 名古屋国税局調査部勤務 2017年7月 名古屋中税務署勤務 2018年1月 國際稅務専門官付上席國稅調査官 2019年7月 日比大介稅理士事務所入所 2019年8月 稅理士登録 2022年2月 税理士法人日比会計入所 所属税理士 2022年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年7月 高橋克徳稅理士事務所開所 （重要な兼職の状況） 高橋克徳稅理士事務所所長（現任）</p>	一株

(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)
 高橋克徳氏は、過去において会社の経営に関与したことではありませんが、税理士としての資格を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の取締役会の充実に貢献いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。選任後は、当社の監査等委員である社外取締役として経営における重要事項の決定や業務遂行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

(注)

- 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 葛西良亮氏、岡田昌也氏及び高橋克徳氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
- 葛西良亮氏、岡田昌也氏及び高橋克徳氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。葛西良亮氏、岡田昌也氏及び高橋克徳氏の選任が承認された場合には、引き続き東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- 当社は、葛西良亮氏、岡田昌也氏及び高橋克徳氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。葛西良亮氏、岡田昌也氏及び高橋克徳氏の選任が承認された場合は、当社は、葛西良亮氏、岡田昌也氏及び高橋克徳氏との間で上記契約を継続する予定であります。
- 当社は、保険会社との間で、当社役員を被保険者として会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の25頁に記載のとおりであります。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2021年6月24日開催の第49回定時株主総会において、月額30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に、株主の皆様との一層の価値共有を図るとともに、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額90百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役0名）であります、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されると、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は3名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年55,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定

です。) その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたか、意見はございませんでした。

また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める

場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2023年5月22日開催の取締役会において、2023年6月29日開催の第51回定時株主総会において第4号議案『取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件』が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下の内容に変更することを決議しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、当社の企業価値向上に資することを原則とし、透明性及び公平性を確保するため、会社業績と事業計画の進捗状況、各取締役の役位、職責、在任年数に応じて他社水準、従業員給与とのバランスも考慮しながら総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

具体的には、基本報酬、賞与、退職慰労金、及び、非金銭報酬により構成しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の確定報酬は、基本報酬を月例支給し、それに加えて、賞与を毎年6月に支給するものとしております。

また、退職慰労金については、社内規程に基づき、在任役員退職後の最初の株主総会において承認を受けたうえ、当該株主総会後の取締役会において支給時期等について決議するものとしております。

また、非金銭報酬については、譲渡制限付株式とし、各取締役への具体的な支給時期および配分については、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して取締役会において決定するものとしております。

なお、各報酬の割合に関しては、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、適切な支給割合となることを方針としております。

以上

事 業 報 告

（2022年4月1日から）
（2023年3月31日まで）

1. 企業集団の現況

（1）当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症にともなう行動制限が徐々に緩和され、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、景気は緩やかに持ち直しております。ただし、各種原材料やエネルギー価格の高騰などにより、物価高の影響が本格化してきており、加えて、世界的な金融引締め等が続く中で海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクが懸念されるなど、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移しております。

当社グループの主要顧客である観光産業や外食産業におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大期からウィズコロナ時代へ、消費者の行動変容とともに食に関わるビジネスのあり方やニーズが大きく変化してきております。また、行動制限が緩和され、需要が回復しつつある中、観光産業や外食産業を取り巻く経営環境は、物価高や人手不足の影響により、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、世の中の変化を的確に捉え、顧客との繋がりを大切にするとともに、変化と要望を把握し、顧客に寄り添った提案やサービスの提供を行うことにより、珍味やお節など『和食を中心とする業務用加工食材の企画・製造・販売』という当社のコア事業を強化し、当社ビジョン「おいしい出会いを創りたい」の実現と更なる企業価値向上を目指してまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高212億97百万円(前年同期比27.4%増)、営業利益6億57百万円（前年同期は営業損失1億57百万円）、経常利益6億86百万円（前年同期は経常損失59百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益4億55百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失42百万円）となりました。

当社グループは、業務用加工食材事業の単一セグメントであるため、次の取扱区分により記載し、セグメントによる記載を省略しております。

企業集団における品目別売上高

区分	前連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	当連結会計年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	前期比(%)
水産加工品	6,537,124千円	8,996,522千円	137.6
農産加工品	7,158,117千円	8,915,313千円	124.5
畜肉加工品	990,896千円	1,209,368千円	122.0
その他の	2,018,323千円	2,176,385千円	107.8
合計	16,704,461千円	21,297,590千円	127.4

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を前連結会計年度の期首から適用しております。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第48期 (2020年3月期)	第49期 (2021年3月期)	第50期 (2022年3月期)	第51期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高(千円)	26,253,855	15,411,803	16,704,461	21,297,590
経常利益又は経常損失(千円)	423,740	△554,211	△59,855	686,600
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(千円)	254,290	△533,413	△42,080	455,196
1株当たり当期純利益(円) 又は1株当たり当期純損失	45.35	△96.47	△7.61	82.33
総資産(千円)	18,981,543	18,603,134	18,241,310	19,270,668
純資産(千円)	16,911,666	16,251,450	16,075,242	16,404,554
1株当たり純資産額(円)	3,058.82	2,939.41	2,907.54	2,967.10

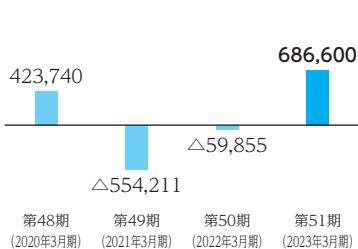
(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は、それぞれ期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数に基づいて算出しております。又、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数については、自己株式数を控除しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を前連結会計年度の期首から適用しております。

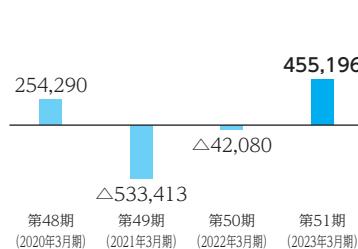
売上高 (単位:千円)



経常利益又は経常損失 (単位:千円)



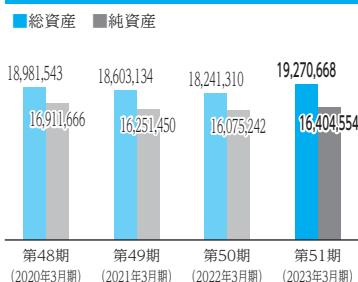
親会社株主に帰属する当期純利益又は
親会社株主に帰属する当期純損失 (単位:千円)



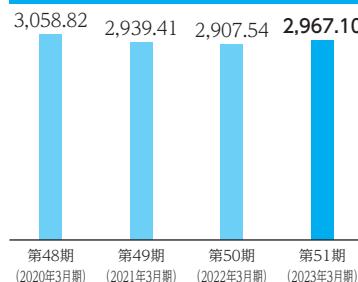
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (単位:円)



総資産/純資産 (単位:千円)



1株当たり純資産額 (単位:円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
サンコー株式会社	30,000千円	100.0%	業務用加工食材の製造・販売
Global Food Creators Singapore Pte.Ltd.	350,000 シンガポールドル	100.0%	海外市場におけるマーケティング 活動
株式会社インタークレスト	10,000千円	100.0%	業務用加工食材の企画・販売

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症も終息に向かう中、市場規模が縮小した観光産業や外食産業にも回復の兆しが現れ、景気が持ち直していく事が期待されております。

その一方で、コロナ禍で消費者の行動様式も大きく変容し、ウィズコロナ時代における観光産業や外食産業のニーズを的確に捉え、スピード感をもって対応していく事が求められております。

このような状況の中、当社グループは、珍味やお節など和食を中心とする業務用加工食材の企画・製造・販売というコア事業に軸足を置き、これまで培ってきた価値観を大切にしながらも、今の時代に沿った新しい価値を提供し、ジーエフシーのブランドを再構築してまいります。

そして、以下の5つの課題に取り組み、当社ビジョン「おいしい出会いを創りたい」の実現と更なる企業価値の向上を目指してまいります。

① コア事業の強化

新型コロナウイルス感染症の拡大期からウィズコロナ時代へ、消費者の行動変容と共に、食に関わるビジネスのあり方やニーズが大きく変化してきております。

当社グループは、このような世の中の変化を的確に捉え、顧客との繋がりを大切にするとともに、変化と要望を把握し、顧客に寄り添った提案やサービスの提供を行うことにより、珍味やお節など和食を中心とする業務用加工食材の企画・製造・販売という当社のコア事業を強化してまいります。

② グローバル事業の強化と商品の拡充

「グローバル事業への商品の拡充」については、更なる成長が期待できるA S E A Nのマーケット獲得のために、各国の有力企業との取引を通じた商品展開を進めるだけでなく、グループ会社とともに、A S E A N市場での更なる和食文化の発展と成長を目指し、当社の強みである広範な商品企画力を生かし、グローバル市場に通用する商品開発力を強化いたします。

そして、日本の誇れる“食文化”であるわが国特有の『和食』を訴求できるように、A S E A N市場を中心としたグローバル市場に投入する商品を充実させてまいります。

③ 新規事業分野の開拓

珍味やお節など和食を中心とする業務用加工食材の企画・製造・販売というコア事業の強化を推進しつつ、事業環境の変化に応じた新たな事業分野の開拓を加速させることで、収益性の改善や事業領域の見直しを引き続き進めてまいります。

中食や老健、通販業界での新規顧客の開拓や、一般消費者向けの販売体制を強化しつつ、加えて、今後の新しい生活様式に基づく消費行動、マーケットにマッチした商品開発に注力いたします。ウィズコロナの時代にあわせ、新たなマーケットに向けて、当社グループが連携して商品開発を推し進め、当社ブランドであるPB商品を拡充してまいります。

④ 人材の高度化

社会が大きく変容していく中で、改めて初心と基本を徹底するとともに、従業員の成長や自己実現・健康を重視し、多様な人材が活躍できる仕組み・風土構築を通じて、働きがいのある企業文化の向上に努めてまいります。

従業員が仕事を通じて自己実現を図り、より高い成果が生み出せるよう、職場風土・環境の整備に取組み、働き方改革を通じた生産性の向上と企業価値の向上、健康経営を積極的に推進し、従業員一人ひとりの成長と会社の持続的な発展を目指し、各種制度や職場環境の整備を進めてまいります。

⑤ 経営管理の高度化

当社グループはこれまで、観光産業や外食産業を中心に事業展開してまいりましたが、経営環境の変化に伴う収益基盤の強化は大きな課題であり、市場でのコストダウン圧力に加え、仕入原価、物流費、人件費の高騰による収益構造の悪化は喫緊の課題であります。

また、食品を取り扱う企業として、商品の品質確保は最も重要な責務です。加えて、自然災害や感染症の拡大等、リスクに備えた管理体制の更なる強化が求められます。

これらの経営環境の変化に合わせた課題を克服するために、グループ会社含めすべての人材の強化を図り、一体となって再構築を実現し、部門採算管理、グループ経営管理の高度化の実現を推進してまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社、連結子会社3社及びその他の関係会社で構成され、その主な事業内容は、観光旅館、ホテル、冠婚葬祭場、その他外食産業で使用される業務用加工食材の企画・製造・販売であります。当社グループ内における当社及び連結子会社の位置付けは、次のとおりであります。

業務用加工食材の企画・販売……………当社、株式会社インターフレスト

業務用加工食材の製造・販売……………サンコー株式会社

海外市場におけるマーケティング活動……………Global Food Creators Singapore Pte.Ltd.

(6) 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

当 社	本 社	岐 阜 県 羽 島 郡 笠 松 町
	営 業 所	仙 台 (仙台市宮城野区) 東 京 (東京都中央区) 大 阪 (大阪市此花区) 福 岡 (福岡市博多区)
サンコー株式会社	本 社	岐 阜 県 美 濃 加 茂 市 蜂 屋 町
	工 場	岐 阜 県 美 濃 加 茂 市 蜂 屋 町
Global Food Creators Singapore Pte.Ltd.	本 社	シンガポール共和国
株式会社 インターフレスト	本 社	東京都港区

(7) 使用人の状況（2023年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人數	前連結会計年度末比増減
業務用加工食材	230 (61) 名	15名減 (6名減)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、嘱託社員を含んでおります。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社グループは、業務用加工食材事業の単一セグメントであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
205 (37) 名	15名減 (4名減)	43.1歳	18.3年

(注) 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除いております。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、嘱託社員を含んでおります。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

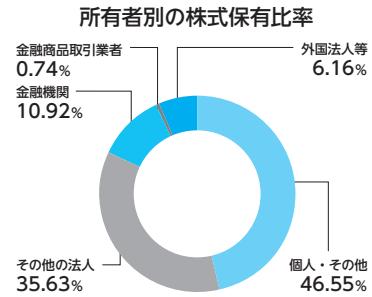
(8) 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 21,870,000株
- ② 発行済株式の総数 5,528,806株
(自己株式240,234株を除く)
- ③ 株主数 3,894名



(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限公司ニシムラ	14,920	26.98
ジー エフ シー 取引先持株会	7,528	13.61
株式会社十六銀行	2,430	4.39
ジー エフ シー 従業員持株会	2,141	3.87
株式会社大垣共立銀行	1,890	3.41
西 村 牧 子	1,820	3.29
西 村 悅 郎	1,700	3.07
西 村 美 枝 子	1,700	3.07
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	1,291	2.33
HSBC PRIVATE BANK (SUISSE) SA GENEVA - SEGREG HK IND1 CLT ASSET	1,187	2.14

(注) 持株比率は自己株式（240,234株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	西村公一	株式会社インターフレース代表取締役会長兼社長
取締役	苗村彰仁	情報システム部部長兼総務人事部管掌
取締役	丹羽淳	経営企画部部長兼財務経理部管掌
取締役(常勤監査等委員)	飯尾照男	
取締役(監査等委員)	葛西良亮	葛西法律事務所所長 ハビックス株式会社社外取締役(監査等委員)
取締役(監査等委員)	岡田昌也	岡田昌也公認会計士事務所所長
取締役(監査等委員)	高橋克徳	高橋克徳税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 葛西良亮氏、岡田昌也氏及び高橋克徳氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役(常勤監査等委員) 飯尾照男氏は、経理部門での長年の経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 3. 取締役(監査等委員) 葛西良亮氏は、弁護士の資格を持ち、法律・コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役(監査等委員) 岡田昌也氏は、公認会計士の資格をもち、高度な専門的知識を有しております。
 5. 取締役(監査等委員) 高橋克徳氏は、税理士の資格をもち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 2022年6月23日開催の第50回定時株主総会において、岡田昌也氏及び高橋克徳氏は新たに取締役(監査等委員)に選任され就任いたしました。
 7. 2022年6月23日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって、足立雅之氏及び諏訪直樹氏は取締役(監査等委員)を辞任いたしました。
 8. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役からの情報収集及び重要な社内会議に出席し、情報共有並びに会計監査人及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、飯尾照男氏を常勤の監査等委員である取締役として選定しております。
 9. 当社は社外取締役葛西良亮氏、岡田昌也氏及び高橋克徳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 10. 代表取締役社長西村公一氏は、2022年5月21日付にて、株式会社インターフレース代表取締役会長兼社長に就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役、執行役員及びそれらの相続人を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。その契約内容の概要は、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金等の損害を補填することとしております。ただし、被保険者である取締役及び執行役員が、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役の報酬等の額

(A) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

区分	分 員 数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	3名 (0名)	72,470千円 (一千円)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	6名 (5名)	17,356千円 (8,826千円)
合計 (うち社外役員)	9名 (5名)	89,826千円 (8,826千円)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、役員退職慰労引当金及び役員賞与引当金として当事業年度に引き当てた金額、確定拠出年金の掛金を含めております。
3. 2022年6月23日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役（監査等委員）2名を含めております。

(B) 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2022年6月23日開催の第50回定時株主総会決議に基づき、当該株主総会終結の時をもって辞任した取締役（監査等委員）に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

- ・取締役（監査等委員）2名に対し 5,040千円

(上記金額には、上記(A)及び過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。)

(c) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年5月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、当社の企業価値向上に資することを原則とし、透明性及び公平性を確保するため、会社業績と事業計画の進捗状況、各取締役の役位、職責、在任年数に応じて他社水準、従業員給与とのバランスも考慮しながら総合的に勘案して決定することを基本方針としております。具体的には、基本報酬、賞与及び退職慰労金により構成しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の確定報酬は、基本報酬を月例支給し、それに加えて、賞与を毎年6月に支給するものとしております。また、退職慰労金については、社内規程に基づき、在任役員退職後の最初の株主総会において承認を受けたうえ、当該株主総会後の取締役会において支給時期等について決議するものとしております。

なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、確定報酬である基本報酬、賞与及び退職慰労金がその全部を占めております。

当社の監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額は、2021年6月24日開催の第49回定時株主総会において決議いただいております報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(d) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2021年6月24日開催の第49回定時株主総会において月額30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年6月24日開催の第49回定時株主総会において月額4,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は、4名です。

(e) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の確定報酬、賞与については取締役会決議に基づき代表取締役社長である西村公一において決定を行っております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

(A) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役葛西良亮氏は、葛西法律事務所所長及びハビックス株式会社社外取締役（監査等委員）です。

社外取締役岡田昌也氏は、岡田昌也公認会計士事務所所長です。

社外取締役高橋克徳氏は、高橋克徳税理士事務所所長です。

当社は葛西法律事務所、ハビックス株式会社、岡田昌也公認会計士事務所及び高橋克徳税理士事務所との間に特別の関係はありません。

(B) 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 葛西 良亮	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。 主に、弁護士としての専門的な見地から、取締役会で積極的に意見を述べており、法的な観点から経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能の強化、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、法的解釈等適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 岡田 昌也	2022年6月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに、また、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。 主に、公認会計士としての専門的な見地から、取締役会において、当社の経営上有用な指摘・意見を積極的に述べており、取締役会機能の強化に適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、豊富な経験と高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っており、当社の監査等委員である社外取締役として適切な役割を果たしております。
社外取締役（監査等委員） 高橋 克徳	2022年6月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに、また、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。 主に、国税局における勤務経験並びに税理士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、積極的に助言・提言を行っており、重要な役割を果たしております。また、監査等委員会において、豊富な経験と高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っており、当社の監査等委員である社外取締役として適切な役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,200千円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切かどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しております。企業価値の向上及び株主価値の最大化を第一に考え、事業拡大のための必要な資金確保に努めるとともに、可能な限り業績に対応した適正配当を実施することを基本的な配当政策と考えております。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
流動資産	13,056,280	流動負債	2,367,730
現金及び預金	8,319,557	支払手形及び買掛金	1,615,159
受取手形	164,130	短期借入金	300,000
売掛金	2,268,632	一年内返済予定の長期借入金	44,000
有価証券	1,200,000	未払法人税等	15,611
商品及び製品	974,428	賞与引当金	129,292
原材料及び貯蔵品	68,117	役員賞与引当金	3,090
その他の	65,874	その他の	260,576
貸倒引当金	△4,460		
固定資産	6,214,387	固定負債	498,383
有形固定資産	4,272,962	長期借入金	156,000
建物及び構築物	472,277	役員退職慰労引当金	101,442
機械装置及び運搬具	55,171	退職給付に係る負債	172,535
土地	3,706,311	その他の	68,406
建設仮勘定	2,160		
その他の	37,041		
無形固定資産	55,311	負債合計	2,866,113
ソフトウェア	26,741		
その他の	28,570		
投資その他の資産	1,886,114	(純資産の部)	
投資有価証券	1,394,640	株主資本	16,397,389
繰延税金資産	137,016	資本金	100,000
退職給付に係る資産	195,879	資本剰余金	4,539,178
その他の	162,902	利益剰余金	12,109,679
貸倒引当金	△4,324	自己株式	△351,467
資産合計	19,270,668	その他の包括利益累計額	7,164
		その他有価証券評価差額金	5,602
		為替換算調整勘定	1,562
		純資産合計	16,404,554
		負債純資産合計	19,270,668

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位:千円)

科	目	金額
売上原価	高価益	21,297,590
売上総管理費	益	17,181,774
販売費及一般管理費	益	4,115,815
営業外収益	益	3,458,808
受取利息	息金	27,986
受取配当金	当貸料	5,564
受取賃料	貸料	12,330
受取手数料	料	3,103
受取助金	入	20,732
倒引当金	戻額	418
その他の取引	他	8,564
営業外費用		78,699
支払利息	息損	6,100
資本金運用	損益	29,738
為替差原価	損益	11,565
賃貸収入の原価	価他	1,201
その他の費用		500
経常利益		49,106
特別利益		686,600
固定資産売却益	益	404
特別損失	却失	
固定資産除却損	損益	62,864
税金等調整前当期純利益	益	624,139
法人税、住民税及び事業税額	税	18,007
法人税等調整	額	150,935
当期純利益	益	168,943
親会社株主に帰属する当期純利益	益	455,196
		455,196

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額		
(資産の部)					
流動資産	11,452,184	(負債の部)	1,958,348		
現金及び預金	7,483,943	支 払 手 形	31,453		
受取手形	164,130	買 掛 金	1,531,829		
売掛金	2,089,261	未 払 金	138,542		
有価証券	1,200,000	未 払 費 用	61,734		
商品及び製品	371,855	未 扟 法 人 税	4,544		
原材料及び貯蔵品	20,703	預 り 金	6,568		
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	66,666	賞 与 引 当 金	117,503		
その他の貸倒引当金	60,084	役 員 賞 与 引 当 金	2,040		
	△4,460	そ の 他	64,132		
固定資産	6,419,430	固 定 負 債	324,677		
有形固定資産	4,158,071	退職給付引当金	167,272		
建物	383,691	役員退職慰労引当金	88,999		
構築物	6,397	そ の 他	68,406		
機械及び装置	24,965	負 債 合 計	2,283,026		
車両運搬具	1,271	(純資産の部)			
工具、器具及び備品	35,434	株主資本	15,582,986		
土地	3,706,311	資本金	100,000		
無形固定資産	52,819	資本剰余金	4,539,178		
借地権	21,741	資本準備金	2,295,156		
ソフトウエア	24,542	その他資本剰余金	2,244,021		
電話加入権	6,535	利 益 剰 余 金	11,295,275		
投資その他の資産	2,208,538	利益準備金	124,250		
投資有価証券	1,394,640	その他利益剰余金	11,171,025		
関係会社株式	347,163	別途積立金	7,350,000		
出資	19,976	繰越利益剰余金	3,821,025		
破産更生債権等	4,324	自 己 株 式	△351,467		
長期前払費用	15,157	評価・換算差額等	5,602		
繰延税金資産	118,968	その他有価証券評価差額金	5,602		
保険積立金	72,167	純資産合計	15,588,588		
前払年金費用	195,879	負債純資産合計	17,871,615		
その他の貸倒引当金	44,587				
	△4,324				
資産合計	17,871,615				

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金額
売壳	上原高 上総利 及び一般管理費	18,848,022
販売費	業外収益	15,176,261
営業	受取証券	3,671,760
受取手金	利息	3,157,589
受取助成	利息	514,171
受取貸倒引当の差	利息	
受取貸倒引当の差	利息	518
受取貸倒引当の差	利息	27,840
受取貸倒引当の差	利息	16,064
受取貸倒引当の差	利息	15,930
受取貸倒引当の差	利息	3,090
受取貸倒引当の差	利息	12,809
受取貸倒引当の差	利息	122
受取貸倒引当の差	利息	418
受取貸倒引当の差	利息	9,166
受取貸倒引当の差	利息	85,960
業外費用		
支出払込金	利息	41
貸資金収入	利息	29,738
貸資金収入	利息	1,842
貸資金収入	利息	500
経常利益		32,123
特別利益		568,008
固定資産売却益		199
特別損失		199
固定資産除却損		62,863
税引前当期純利		62,863
法人税、住民税及び事業税		505,344
法人税等調整額		6,847
当期純利		164,488
		171,335
		334,009

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

ジーエフシー株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 浩彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松岡 和雄
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジーエフシー株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジーエフシー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

ジーエフシー株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 浩彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松岡 和雄
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジーエフシー株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第51期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

ジーエフシー株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	飯 尾 照 男	印
監 査 等 委 員	葛 西 良 亮	印
監 査 等 委 員	岡 田 昌 也	印
監 査 等 委 員	高 橋 克 徳	印

(注) 監査等委員葛西良亮、岡田昌也及び高橋克徳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メモ

メモ

メモ

ホームページのご案内

株主様・投資家様向けのIR情報から新商品などの取扱商品まで、様々な会社情報を随時開示しております。ぜひ、ご覧ください。



上記のQRコードにて当社ホームページをご覧いただけます。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

▶ <https://gfc-jp.com/>

株主メモ

事 業 年 度 4月1日～翌年3月31日

期末配当金受領株主確定日 3月31日

中間配当金受領株主確定日 9月30日

定 時 株 主 総 会 毎年6月

株 主 名 簿 管 理 人
特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社

同 連 絡 先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711(フリーダイヤル)
郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

上 場 証 券 取 引 所 東京証券取引所 スタンダード

証 券 コ ー ド 7559

公 告 の 方 法 電子公告により行う。
公告掲載URL <https://gfc-jp.com/>
(ただし、電子公告によることが出来ない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

【ご注意】

1. 株主様の住所変更、单元未満株式の買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取扱い出来ませんのでご注意ください。
2. 特別口座に口座をお持ちの株主様の各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、左記特別口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

株主総会会場ご案内図

会 場

じゅうろくプラザ 2階 ホール

岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11
TEL 058-262-0150

開 催
日 時

2023年6月29日(木曜日)
午前10時(受付開始時刻 午前9時)



交 通

JR東海道本線 岐阜駅より 徒歩約2分

名鉄名古屋本線 名鉄岐阜駅より 徒歩約7分

新型コロナウイルス感染防止の対応につきましては、4頁をご確認ください。



UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。